

令和元年度監査結果に基づく措置状況

令和元年度に実施した監査の結果に基づき、令和2年3月31日現在の措置状況について、地方自治法第199条第14項および亀山市監査委員条例第12条第2項の規定により公表します。

亀山市監査委員 渡 部 満
監査委員 伊 藤 彦太郎
監査委員 国 分 純

前年度実施した庁内各課（学校、出先機関を含む）の「定期監査」、「財政援助団体等監査」、及び「指定管理者監査」の結果に対する措置状況について、市長および関係機関の長から通知がありましたので、その概要をお知らせします。

※ は、措置状況を記載しています。

定期監査

●共通事項

1. 指摘事項

・保守点検業務委託について、点検結果に対し、修繕等の事後措置が講じられていない課が見受けられた。点検結果の措置状況一覧表を作成し、適正に対処されたい。

＜措置状況＞

業務毎の保守点検結果の措置状況一覧表を作成し、適正に管理を行います。

2. 意見

・業務を標準化し、効率的に行えるよう様々な業務マニュアルを作成されたい。

＜措置状況＞

業務マニュアルを作成し、効率的な業務の進行に努めます。

●個別事項

1. 指摘事項

【総合政策部 総務課】

・時間外勤務について、「時間外労働の限度に関する基準（厚生労働省）」に定める年間360時間を超える職員が市全体で複数見受けられた。要因の整理、分析及び検証を行い、抜本的に改善されたい。

＜措置状況＞

時間外勤務については、亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則において月45時間、年間360時間の上限を設定し、その削減に取り組んでいます。上限を超えた場合、所属長は要因の整理、分析及び検証を行うこととしており、その結果により、対策を講じていきます。

【総合政策部 財務課】

・重要備品について、複数の課で管理不十分な物が見受けられた。定期的な備品の現物確認を規定するなど、規則を見直されたい。

＜措置状況＞

令和元年9月に、各課に対し重要備品の現物確認調査を行うとともに、今後定期的に現物確認を行うよう通知しました。今後、規則の見直しについて検討します。

【複数の課に係る指摘事項】

・時間外勤務について、「時間外労働の限度に関する基準（厚生労働省）」に定める年間360時間を超える職員がいた。事務量の見直しを行い、基準を順守されたい。

＜措置状況＞

【健康福祉部 長寿健康課】

時間外勤務命令について、決裁ルートにグループリーダーを加え、2層の管理体制で時間外勤務の確認を行っています。毎月初めに、各々の業務について確認し、特定の職員に時間外勤務が偏りそうな場合は、グループ内で業務の見直しを行っています。

【健康福祉部 子ども未来課】

これまで、時間外勤務命令の決裁を課長のみで行っていたものを、決裁ルートにグループリーダーを加え、2層管理体制で勤務時間の確認を行っています。具体的には、各職員の時間外勤務時間数を毎月確認し、特定職員に偏った超過勤務が発生しそうになっている場合、他の職員の応援体制を整え、業務時間の平準化を図っています。また、非常勤職員1名を配置し、窓口対応等の負担軽減を図ることで、時間外勤務時間の抑制に努めています。

【産業建設部 産業振興課】

短時間に行わなければならない業務に対して、担当者の事務量が増え、結果として、時間外勤務が基準を超えることとなりました。今後は、基準を超えるようなことのないよう、業務の増加時期や、職員個人の事務量も考慮し業務分担を行うため、その都度協議を実施するようにいたします。

【複数の課に係る指摘事項】

・重要備品について、管理不十分な物が見受けられた。定期的に備品の現物確認を実施し、適正に管理されたい。

＜措置状況＞

【生活文化部 環境課】

重要備品の保管状況や使用状況を確認し、使用できないものは廃棄手続きを行い、現物と台帳が一致するよう努めました。また、今後も定期的に状況を確認できるよう保管場所等を一覧表に整理し、適正に管理します。

【生活文化部 文化スポーツ課】

定期的に備品の現物確認を実施し、適正に管理します。

【消防本部 消防総務課】

備品の登録内容と現物を確認し、すでに廃棄済みのものについて、廃棄手続きをするとともに、定期的に現物を確認し、適正に管理するよう周知しました。

【複数の課に係る指摘事項】

- ・公金については、公金等取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理を行われない。

＜措置状況＞

【生活文化部 環境課】

公金の取扱いについては、公金等取扱マニュアルに基づき出納員及び分任出納員が、その引継ぎ及び払込を確実にを行うよう周知徹底し、適正な事務処理に努めます。

【消防本部 消防総務課】

適正な事務処理を行うよう、公金等取扱マニュアルを見直すとともに、課内で周知しました。

2. 意 見

【総合政策部 総務課】

- ・業務を標準化し、効率的に行えるよう庁内で統一的な書式の業務マニュアルの作成を指導されたい。

＜措置状況＞

令和2年2月18日付けで業務マニュアル作成について、様式の参考例を示し通知を行いました。

【総合政策部 財務課】

- ・補助金実績報告書の添付資料については、各課において統一されていない。適正な内容となるよう、規則又は交付要綱等の見直しを検討されたい。

＜措置状況＞

補助金実績報告書の添付資料について、一部の補助金交付要綱の様式に記載されている添付書類の改正を行いました。

【生活文化部 市民課】

・契約にかかる事務処理について、一部不備が見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。

＜措置状況＞

不備があった契約について、令和元年度から、契約相手方から完成報告書の提出を求め、適正に完成認定を行います。

【生活文化部 文化スポーツ課】

・試掘調査業務委託については、経済性、効率性の観点から、単価契約による業務委託とされたい。

＜措置状況＞

令和2年度分から、単価契約による業務委託とします。

【健康福祉部 地域福祉課】

・草刈業務委託については、経済性、効率性の観点から、単価契約による業務委託とされたい。

＜措置状況＞

年間複数回の委託を行う草刈業務委託について、令和2年度からは単価契約による業務委託契約を行うよう調整を行いました。

【会計課】

・金融機関調査業務を委託するにあたり、目的を明確にし、有効に活用されたい。

＜措置状況＞

委託業者と打合せを行い、業務の目的や内容の詳細、今後の記述方法を確認し、専門的見地が発揮されるよう調整を行いました。

【教育委員会事務局 教育総務課】

・週休日の振替取得時間が多い職員が見受けられた。週休日における勤務時間の割振りが、特に勤務することを命ずる必要がある場合となっていることから、週休日における勤務時間の割振りを適正に行われたい。

＜措置状況＞

適正な週休日における勤務時間の割振りを行うよう課内で周知するとともに、毎月初めに、各々の業務について確認し、特定の職員に週休日における勤務時間が偏りそうな場合は、グループ内で業務の見直しを行っています。

財政援助団体等監査

【公益財団法人 亀山市地域社会振興会】

(所管課：生活文化部 文化スポーツ課)

＜意見＞

- ・保守点検業務委託について、点検結果の措置状況一覧表を作成し、適正に管理されたい。

＜措置状況＞

保守点検業務委託について、施設ごとに点検結果及び措置状況の一覧表を作成し、適正に管理します。

【亀山市納涼大会実行委員会】

(所管課：生活文化部 地域観光課)

＜意見＞

- ・契約にかかる事務処理について、一部不備が見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。

＜措置状況＞

契約に係る事務処理について、処理方法等の確認を行い、亀山市契約規則に準じて適正な事務処理を行います。

指定管理者監査

【生活文化部 まちづくり協働課】

(対象団体：関北部地区まちづくり協議会、関南部地区まちづくり協議会)

＜指摘事項＞

- ・基本協定第23条では、甲（市）の費用で施設に係る備品を購入することとしているが、乙（指定管理者）の費用で、備品を購入している事例が見受けられた。施設の現状把握を行うとともに、日頃から意思疎通を図り、対処されたい。

＜措置状況＞

令和2年3月6日に開催した指定管理者研修において、備品の購入については指定管理者と市で十分な協議を行うことを双方で確認しました。

＜意見＞

- ・基本協定第25条で規定されている事業報告書について、内容を精査し、事業実施状況が確認できるものとなるよう検討されたい。
- ・亀山市関町北部ふれあい交流センターにおいて、数か所雨漏りが見受けられた。早急に屋根を修繕されたい。

＜措置状況＞

- ・令和2年3月6日に開催した指定管理者研修において、事業実施状況が確認できる書類等を添付することを双方で確認しました。
- ・亀山市関町北部ふれあい交流センター西側の和室とトイレの雨漏りについては、令和2年3月10日に修繕を行いました。他の箇所については、雨漏りの原因の調査等を行いながら修繕の方法を検討します。

【健康福祉部 子ども未来課】

(対象団体：井田川小学校区学童保育所くれよんクラブ運営委員会)

＜指摘事項＞

基本協定第23条では、甲（市）の費用で施設に係る備品を購入することとしているが、乙（指定管理者）の費用で、備品を購入している事例が見受けられた。施設の現状把握を行うとともに、日頃から意思疎通を図り、対処されたい。

＜措置状況＞

施設の現状把握をさらに行うとともに、備品の購入においては、各指定管理施設と協議の上、適切な対応を行います。

＜意見＞

- ・指定管理料の支払いが、平成30年度は5月24日であった。年度初めに支払いができるように、事務処理方法を検討されたい。
- ・利用者アンケートについて、基本協定第48条第2項で、「乙（指定管理者）は、アンケート調査の結果を集計して、・・・甲(市)に提出するものとする。」としているが、提出されていない。協定事項を順守し、適正に処理するよう指導されたい。

＜措置状況＞

- ・指定管理料の支払いについては、補助金申請に関する添付資料の見直しを行い、事務が迅速に処理できるようにします。
- ・アンケート調査内容及び実施方法については、指定管理者と協議を行い、基本協定第48条第2項に基づく結果を報告するよう指導しました。

【生活文化部 地域観光課】

(対象団体：株式会社 安全)

＜意見＞

・基本協定第46条では、「乙（指定管理者）は、本業務の実施状況についてのアンケート調査を実施し、その結果を甲（市）に提出することとしているが、提出されていない。アンケートの内容や方法を検討のうえ、調査を実施し、その結果を報告するよう指導されたい。

＜措置状況＞

アンケートの調査内容及び実施方法について指定管理者と協議を行い、基本協定第46条に基づく結果を報告するよう指導しました。また、協議によりアンケート回収率向上及び購買意欲向上のため、道の駅における購入特典（5％割引）を付与し、実施することとしました。